

令和 7 年第 19 回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録

開催日時 令和 7 年 1 月 25 日（火）
午後 3 時 00 分から午後 3 時 15 分

開催場所 甲賀市役所 4 階 教育委員会室

出席委員 教育長 立岡 秀寿
教育長職務代理者 野口 喜代美
委 員 松山 顕子
委 員 池田 吉希
委 員 青木 秀樹

事務局出席者 教育部長 松本 忠
理事（社会教育・スポーツ担当） 福井 厚司
理事（国スポ・障スポ推進担当） 樋口 泰司
次長（総務・管理担当） 前田 正
次長（学校教育担当） 小島 靖弘
教育総務課長 井上 大樹
社会教育スポーツ課長 林 英明
教育総務課長補佐 望月 一美
書記 社会教育スポーツ課長補佐 森地 真弓

傍聴者 0 名

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 協議事項

(1) 議案第74号 甲賀市各種スポーツ大会出場激励金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

◎教育委員会会議

〔開会 午後3時00分〕

次長（総務・管理担当） 改めまして、皆さんこんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和7年第19回甲賀市教育委員会臨時会を開会いたします。まず始めに甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。

（一同 市民憲章唱和）

次長（総務・管理担当） ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして立岡教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 改めまして、皆さんこんにちは。

久しぶりの雨となりましたが、この雨の後は、何と黄砂が飛散するという予報が出されていまして、紅葉に黄砂、雪の上に黄砂、何とも複雑な季節感を感じる11月末となりました。

委員の皆様におかれましては、極めて急な本臨時会の開催にも関わりませずご出席いただきありがとうございます。

さて、少し前になるのですが、学生アスリートを百数十名集めて、その大学アスリートを対象に調査した結果で、声援や応援の効果について結果を公表したという記事がありました。例えば、精神的な負担は何か、快適度と呼んでおりますが、精神的な負担はないかという問いは、応援がある方が1.2倍安心するという結果です。また、緊張するか、これは要因も含めてなんですが、緊張感はどうかというと、

1. 3倍になりました。興奮度高まる気持ちの面については1. 5倍。モチベーション、プレーの強い意欲が向上したかということについては1. 6倍あったということで、はっきりと声援や応援の効果が示されました。また、そのパフォーマンス向上については、種目で言うと、特にマラソンとか水泳とかが高くなり、体力と精神力の維持が必要な種目で効果が大きかったということでした。さらに興味深いのは、女性のアスリートは、男性が声援する声には緊張する割合が一番高く、男性は逆に女性から声援を受けると快適度とか、興奮度とかモチベーションも非常に向上するということがその結果から出てきました。また、試合の重要度、つまり全国大会とか世界大会とか、重要度が増すほど声援が、感情とモチベーションを高めるという結果もわかったということです。

また、応援する側にとっても、応援する側も阪神の応援を見ればわかるのですが、ストレス開放、幸福感の増進でありますとか、感情の共有、共感、喜びとか、挫折など、その選手に自分の気持ちを投入してみる、そういう共感と共有も可能です。さらに仲間ができるコミュニティの形成が図られ、そしてさらにはそれを繰り返していると、脳の構造変化が起こり、ウェルビーイングだとか幸福感の促進にも繋がっていくと言われています。プロ野球阪神タイガースを見ながら毎日応援されてる方はやっぱり幸せなんだそうです。

大きな声援や応援、激励の気持ちを、29年ぶりの偉業に伝えたく、本日の協議案件は他でもなく、この応援激励についてでございます。ご承知のように、全国高校サッカー選手権滋賀予選で見事優勝を果たした水口高校サッカー部への対応についてであり、これまでの高等学校への対応について、一部見直しながら応援や激励の思いを伝えやすくしていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましてはご忌憚のない意見、あるいは検討をお願いして、第19回教育委員会臨時会の開会にあたっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

教育長

それでは、1. 協議事項に入らせていただきます。（1）議案第74

号甲賀市各種スポーツ大会出場激励金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料1に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第74号甲賀市各種スポーツ大会出場激励金交付要綱の一部改正について、その提案理由を申しあげます。現在、交付対象者は個人を想定したものとなっておりますが、手続きの方法を拡充し、制度の充実を図るため、団体についても交付の対象とするよう、甲賀市各種スポーツ大会出場激励金交付要綱の一部を改正するものでございます。

以上、議案第74号甲賀市各種スポーツ大会出場激励金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

教育長 要綱の改正部分については確認しなくてもいいですか。

社会教育スポーツ課長 改正の概要ですが、まず1つ目には、先ほどの拡充で申しあげましたが、どこの部分かと言いますと、市内に所在する高等学校において部活動を行う団体を対象とするとしています。

2つ目に団体が申請した場合の激励金の額は、市長が定めるということになります。

そして最後ですが、公布の日から施行するという内容でございます。

教育長 ただ今、議案第74号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

池田委員 第3条の(3)のところに部活動という言葉が出てきますけども、これはやっぱり高校の公式的な部活動で、サークルなどは対象としないという意味ですか。そこを多分意味としては持たせてるのかと思うのですが、そういう解釈になるのでしょうか。

理事(社会教育・スポーツ担当) 部活動といいますのは、まず大会の規模的には文科省が所管する社団法人又は財団法人、日本スポーツ協会等が主催する大会ということになっておりますので、サークル的なもの、また、親善又は交歓等を目的とした大会は対象外ということになっております。今回については高体連、それからまた日本スポーツ協会の加盟団体であります中央競技団体の日本サッカー協会が主催するものであり

ますので対象となります。甲子園で行われる高校野球についても同じですし、バスケット、それからバレーボール等についても、中央競技団体が主催するもの、共催、後援するものについては対象ということになっております。

池田委員 意図が強くなっているのでしたらいいのですが、部活動等ではだめなのでしょうか。様々な形が多分あるので、例えば世界大会であっても非公認であれば放っておくのかとか、そういう今いろんなケースを考えると、何かもうちょっと時代の流れ的にここに部活動と書いているのがちょっと違和感はあるという感じはしますが、等とか言う訳にはいかないのかなと思いまして、その度に定めればいいことかも知れませんが、いかがでしょうか。

理事（社会教育・スポーツ担当） 現在、個人の種目についても激励金の対象となる大会であるか協議が必要なものもございますので、その時については、各要綱なり等を見合せながら判断をしております。今委員おっしゃっていただいておりますように、「等」をつけるかつけないかの部分もございますが、一旦は申請をいただいてその中で協議をさせていただき、団体にあっても同じような対応で検討していきたいと考えております。

教育長 他にご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第74号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

教育長 それでは、以上をもちまして、令和7年第19回甲賀市教育委員会臨時会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔閉会 午後3時15分〕